

## 金札流通状況の探索書について (二)

岡田 俊平

### 一

明治元年維新政府が商品經濟發展のために、流通手段として発行した太政官札すなわち全札が、經濟社会において一般的信認を確保することができず、金屬貨幣に対して価値の低落を現わすに至った。これに対して、政府は一方において幣制整備の準備を進めつつ、紙幣価値回復の政策を講じたのであったが、その一つの手段として、政治的権力をもって金紙の平価通用を強行しようとした。この政府紙幣と正貨との平価維持を強行するために、参考資料を得ようとしてとられた方策が、明治二年六月以降に行われた金札流通状況の探索であった。

この探索の結果が数通の探索書として残されているのであるが、筆者はさきに、八王子宿を中心とする甲州街道に沿う諸地域、あるいはこれらの地域と商業取引関係をもつ地方における調査報告について検討を試みた。本

金札流通状況の探索書について

金札流通状況の探索書について

稿においては、これに続いて中山道筋諸地域における金札の流通について、これら地域の商品流通機構の性格、あるいは政治権力の浸透度等の相違によって、どのように社会的信認を確保するに至っていたかを検討することにした。

中山道に沿う諸地域の金札流通状況を探索して、その報告書を作成した探索者は不明であるが、甲州街道方面の探索書と比較して、その文体、観点等に相違のあることよって探索者が同一人でないことは推察できるのである。したがって、さきに検討した探索者の意見と、また異った立場から金札の流通状況を調査していることが見られるので、以下その探索書にしたがって、各宿駅、農業商品生産地帯における金札流通と商品流通の状態を見て行くこととする。中山道に沿う地域および利根川、渡良瀬川流域の諸市場における金札の流通状態を概観的に探索者は、次のように述べている。(註一)

「金札通用之儀、往還筋ハ勿論其外とも、随分無差支、正金同様通用致候得とも、小札至而少く大札多ニ付、釣札ニ差支悉ク難渋、夫ケ為ニ種々之悪敷風聞相立、自然差支も出来候ニ付、小札之分夥敷御差出之方宜敷義と存候、尤金高之売買ニ至リ候而ハ未タ皆札と申義ニも至リ兼、半分正金半分金札と申取引専らニ御座候、左様相成候上ハ少々宛は相違御座候様子ニ候得共、多分之相場違ニ無御座候、自然と正金同様可相成、乍去諸色一時聊宛高直ニ可相成奉存候、川越領ニ而ハ五月廿日頃領内村々ニ金札正金同様取引可致嚴重御触有之、一村毎小前請印取之候様子ニ御座候処、右金札ハ横浜表ニおいてハ一切通用不仕由、依之是迄横浜取引之諸商人多く御座候故、是カ為大キニ通用差支候間、百姓共疑迷を生し種々之異説を唱、十三ヶ年之間ニは金札之文字消失白紙と相成、又は拾三ヶ年限りと有之、右年限相過候ハハ用違不申、本古たるべき杯不取留評判仕候間、愚

味之百姓から迷イヲ取、兎角世間之様子ヲ見合、可払穀物等ヲも差扣候間、追々諸品払底ニ相成、所々之市場も品物少く賑ハイ不申候。」

この報告にあるように、金札に対する社会的信認は不確定であるため、金札のみによる商業取引は成立していない。したがって、金札は商業貨幣としての職分をつくさず、正金と紙幣との間に購買力の相違を生じたため、価格体系を乱し、商品流通に障害を与えるに至ったのである。各調査地域において金札価値はどのように下落していたのであろうか、東京に近い大宮県支配所の鳩ヶ谷宿においては、明治二年五月十八日より二十三日までの米相場は、

「正金壹両ニ付玄米壹斗貳升替

金札ニテ、 壹斗壹升貳・三合替

小売相場、金壹両ニ付白米壹斗替

山方仕切相場、<sup>(註<sup>2</sup>)</sup>正金と紙幣の価値の相違、

壹両に付二合」

という実情であって、金札価値が約七%の下落を示している。このような状態に対して、大宮県出役の正貨・紙幣の平価流通に関する嚴重な通達があり、その結果、

「金札通用方宜敷能成、是迄米壹俵エ金壹両札壹枚、余ハ正金之取引と相極置候処、半分正金半分金札と通用相成候趣」

というように金札価値の低落は防止されたが、金札は単に限定的流通手段として認められたのみであって、商

金札流通状況の探索書について

#### 金札流通状況の探索書について

業取引の全面的決済手段となることはできなかった。金札が流通手段として全く拒否されていた横浜市場と関連をもつ商品流通機構においては、金札流通はほとんど見ることができない状態にあることは前稿に述べたところであるが、鳩ヶ谷宿における唐糸取引について見ると、

「壹匁ニ付正金ニ而ハ百三十五兩替、金札ニ而ハ百七拾兩」

という実例があり、米穀取引の場合における金札の減価に比較して、唐糸取引の場合には金札の購買力低下がさらに甚しく、正貨に対して二五%余の差価を生じていることを示している。

これによって金札が完全な一般的流通手段としての社会的信認を得るに至らず、商品流通の地域的關係において、その購買力に差異を生じていたことが見られるのである。このことは、政治的権力にもとづいて創造された紙幣によっては、価格体系を国民経済的に統一することが不可能であったことを示しているものといふことができる。すなわち、金札は価値尺度としての職能を保持することができなかったと同時に、当然それはまた交換媒介手段としての貨幣的職能をも完全に果たすことのできなかったことを実証しているのである。

次に同じく大宮県支配所である板橋宿、およびその周辺地区の調査によれば、全般的には金札と正金は何等の差別なく流通する状態であるが、個別的に商人について見れば、金札による取引を拒絶するものもあることを述べている。また大宮宿はいうまでもなく大宮県支配所であるが、金札の流通はきわめて制限された状態にあった。その一例として旅籠料金の支払について、

「五月廿日止宿仕、金壹分札差出候処、御布令ハ有之候得とも未タ取扱不申、釣札等ニも困入候間、何卒正金ニ而払呉候様申し候」

と、金札による支払が拒絶されたことを報告している。同宿の呉服商についても、代金支払にあたって壱両札の流通困難であり、小額紙幣のみが受払可能であったことを述べている。

また大宮宿に近い与野町の穀屋についての調査によると、

「玄米 正金壱両ニ付 一斗一升五、六合

大豆 // 一斗五升

仕込大豆 // 一斗七升

遠藤豆 // 二斗五升

麦 // 四斗三升

金札ニテハ山方迷惑申之、半分正金半分金札取交通用可致歎之由ニテ確と相答不申候」

とあって、これら穀類取引においては、金札流通はまだ認められていないことが知られるのである。

さらに同県桶川宿における穀物商人についての報告を見ると、

「此もの方エ罷越穀物仕入方掛合候処、割麦壱両ニ付式斗三升五合、玄米同断壱斗式升式合、同所隣村平方河岸迄彦俵ニ付駄賃式百四十八文掛り、東京神田川迄船賃百俵ニ付金三分位、依之金札之由申聞候処、御布令ハ有之候得とも未タ当宿エは立廻り無之、諸家御通行旅籠代位之事ニ而少々ハ立廻り、且御触有之候義故請取不申義ニは無之候得共、私共より在方荷主方エ遣し候義差支甚タ困り入、尤追々立廻り多分取扱候様相成候ハハ随分戴可申杯品能申分ヶ仕、相談相整不申候」

と、金札による取引拒否の実例をあげており、また他の穀屋については、次のような調査が行われている。

金札流通状況の探索書について

「玄米、 正金ニテ 一斗二升三合

正金、金札半々ニテ 一斗一升八合

割麦、 正金ニテ 二斗二升

正金、金札半々ニテ 二斗一升五合」

「皆札ニテハ山方之者不得心故、難売渡趣ニテ相談整不申、……先市迄ハ金札一向不通用之処、当節山方エ札半分迄ハ是非とも遣し不申候テハ、御趣意ニ背候杯在方之者エ及掛合候処、中ニハ百姓共札難売申者も有之候得共、御触面之趣夫々申聞候様子ニ見請申候」

とあって、金札の流通範囲を徐々に拡大すべき努力が払われつつある状況が述べられているが、金札使用の場合と同額の正貨と混用する必要があり、しかもその場合においても金札の購買力は正貨と平価を保持するには至らないことが実証されているのである。

桶川宿より北方の鴻巣宿は同じく大宮県支配所であるが、同宿における米屋についての調査によれば、

「小豆大豆 正金壹両ニ付 一斗五升

大麦 〃 〃 四斗

遠藤豆 〃 〃 二斗五升

金札ニテハ在方之者エ払方差支候由、品々難売申し、相談相整不申」

という状態であり、商品供給地の農村地帯との取引関係において、金札流通がさらに困難であることを明らかにしている。しかしながら、族籠屋における宿泊料の支払には金札が異議なく受領されたと述べている。大宮県の

支配する地域においても、その市場における商品取引系統により、農業商品供給地帯との関係の緊密にしたがつて、金札流通範囲が縮小されてゆく実情にあったことが知られるのである。

品川県に属する膝折村においても、名主にて米醬油塩渡世を営む地主資本家に関する調査の結果は、県支配の下におかれた地域であるにもかかわらず、金札の流通なく、

「名主方におゐて、金札無差支可致段嚴重触置ながら、自分商ひ向ニテ不請取」という矛盾した事実の見られることを述べており、金札流通策の実施について、藩県体制における支配階級の側に、むしろ多くの障害があったことを示している。

旧幕府の直領であつて、新政府によつて知県事のおかれた地方においてすら、政府紙幣に対する社会的信認が十分に確立されるに至らなかつたのであるが、これに対して旧大名領であつて、維新後も旧領主支配の下に藩制を存続している地域において、新政府発行の金札がどのような流通力を保持することができたであろうか。松井錦之進の領分川越藩川越町における木炭相場についての探索の結果を見ると、

「六貫目入 正金壹両ニ付 十二俵

金札ニテ 九俵五分

あるいは、

六貫目入 正金ニテ 十三俵

金札ニテ 十一俵

という状況であり、金札購買力は正貨に対し、十五%より二〇%余の低下を示しているのである。

金札流通状況の探索書について

金札流通状況の探索書について

さらに川越町における穀物取引に関する調査によると、次の通りである。

「挽割麦 正金一両ニ付 二斗八合

金札・正金半々ニテ 二斗

皆札ニテハ相断候由

麦 正金壹両ニ付 三斗七升

金札・正金半々ニテ 三斗三升

皆札ニテハ 三斗二升

玄米 正金一両ニ付 一斗一升一斗一升五合

金札は山方不通ニ付一切相断候由」

右によって、穀類取引においても、その商品種類にしたがって金札の購買力に格差のあることが知られるのである。麦の取引においては金札の価値が正金に対し約十四％の低下を示しており、また正金と金札の半額づつ混用による決済が認容されているにもかかわらず、米穀取引にては金札は全く流通手段として認められるには至らない状態であった。その理由については、川越藩北町の穀屋に関する調査報告を述べているが、それによると、

「此もの方エ罷越及掛台候処、前橋御蔵米玄米一両ニ付、正金ニ而ハ壹斗五合、金札は山方一切請取不申難渋之由申之、尤河人咄ニ付前橋領中島式万石ハ金札之御触如何之ものニ候哉、前橋領百姓ニ限り兎角難渋而已申之、請取不申困リ入候趣ニ御座候」

とあり、米穀取引について金札が一般的流通手段としての職能が成立しないことは、商品供給地帯における金札



不信認にもとづくものであるとしている。これは旧幕府時代より存続して来た商品流通体系の中において、新政府の法制的権力によって創出された紙幣が、流通手段として完全な貨幣的機能をもつことが容易でないことを実証しているものといふことができる。

さらに同じく川越藩にありながら族籠代については金札による支払に何等支障がないにもかかわらず、荒物類、油脂等については、金札による商品流通が全く杜絶していることを探索者は報告している。これらの調査事実によって、明治政府の法制的創造物であった金札は、ただ政治的権力によって流通を強要されるということのみによっては、完全な貨幣的職能を果すものではなく、流通手段としての一般的信認を欠くときは、かえって商品流通体系の混乱を惹き起す原因をつくりつつあったことが知られるのである。しかも川越町よりわずかに離れた新川岸において、探索者が数軒の炭問屋について金札による取引交渉を行った結果は、

「金札御命令厳重被仰渡御座候得共、未タ金札立廻リ不申候間、何分金札ニテハ売渡兼候趣申候」

という回答を得たとあり、明治政府発行の紙幣が全く流通していなかった実情を明らかにしている。

また松平下総守領分忍藩行田町において、呉服渡世のものにつき探索をしているが、それによると、

「上物地系ニテ銀三十九匁より四十匁位……金札払之義掛合候処、領主より厳重御布令ニ付、請取不申義ニは無之候得とも、此辺ハ未タ金札一向立廻り不申、甚タ迷惑之由相断受相談整不申候」

とあり、金札の流通を見るに至らない状態にあったことを報告しているが、同所本町の呉服屋についての経験によれば、金札の使用を全く拒絶するものでないことが知られるのである。すなわち、

「此もの方エ罷越地嶋木綿老反相求候処、代銀三拾三匁ニ付金壹兩札差差出し候処、前同断領主より御布令厳

金札流通状況の探索書について

敷候故請取不申義ニは無之候得とも、当所ハ未タ立廻り不申御家中方も未タ御遣イ不被成候故、今日初而見請候杯申之何卒正金ニ而弘呉候様申之候ニ付、正金持合無之、札通用不致候ハハ、品物買求申間敷及断候処、無抛釣差出可申与之義ニ而、壹分札壹枚壹朱札差越候、然ル上ハ札は通用無之と申儀ニは無御座、只々難渋品能相断候義と奉存候」

川越藩あるいは忍藩に関する金札問題の調査の結果は、これら旧大名支配の地域においては、支配者自体が維新政府創造の金札に対して十分の信認を与えていないことを察知せしめるものである。したがって、商人層においても金札を流通手段とする取引関係を形成することをできる限り回避する状態にあったことが知られる。政治的権力によって法制的に貨幣が造出されたとしても、それは貨幣の形式的側面を決定するにすぎないものであって、貨幣が一般的流通手段として経済的機能を果し得るよう、貨幣に魂を入れる効果をもつものは、貨幣に対する経済社会の一般的信認であるということができよう。

(註1) 以下引用する探索の報告はすべて「大隈文書」A三三一六の二。

(註2) 山方というのは探索者の説明によれば次の通りである。

「所々の市場におゐて山方と相唱候義は、右市場最寄三四里程之間ニ有之候村々物持身元之者、米穀其外市内ニ持出シ売買仕候ヲ山方之者と唱來候義ニ御座候」

中山道に沿う東京北部の宿駅を中心とした全札流通状況の探索書を前節において検討して来たが、これにつづいて、中山道東北部の利根川、渡良瀬川流域における商品市場、その周辺の生産地帯、および例幣使街道に沿う各宿駅より岩槻街道まで南下する沿道の諸地域における全札流通状況に関する探索が、また別個に行われているので、その結果について検討することにしたい。<sup>(註1)</sup>

松平大和守領分前橋藩十七万石の松山町においては、金札の流通が全く不可能であることを次のように述べている。

「右町之義当五月廿一日探索仕候処、領主より金札通用方一ト通り触流しは有之候得共、未タ金札一切入廻り不申、同町地統前橋侯出張陣屋も有之、平常詰合之人數多分御座候程之処、名主兼三郎より申聞候は金札一切通用無之、遡迄陣屋詰之方之持参被致候而も、町内之もの共不請取由申之、且同所麴屋喜兵衛方ニ而も同様之義申之、更ニ通用無之趣ニ御座候」

松山町の北方、中山道の熊谷宿は松平下総守領分忍藩十万石に属し、その西北に位置する深谷宿は岩鼻県支配所であるが、この両宿についての調査報告は次の通りである。

「右両宿之義当五月廿二日廿三日探索仕候処、支配役所より金札之義ニ付種々御世話も有之候趣ニ候得共、未タ多分相廻り不申、乍去諸処通行之向々より休泊払方之分而已ニ而、其宿々ニ銘々溜置、納金或は東京エ諸色仕入金ニ持参いたし候迄ニ而、地元無滞と申程之義ニは至り兼候処、同月廿日頃より追々通用仕、差支筋無之由、然ル処銭相場段々引上ケ、当時金老兩ニ付銭九貫四百文位ニ候得共、高崎宿より上方は尚高直之趣承り申候、此上ニも引上り可申哉之風聞ニ御座候、且在中之義は一切不通用とは乍申、未タ金札更ニ入廻り不申候間、全

金札流通状況の探索書について

不通用と申義ニは無之候得共、今般正金同様通用嚴重之御布令有之候故、在中も追々通用可致旨申居候得共、右之通錢悉弘底ニ相成、正金之義も追々相詰候様成行可申哉、一同痛心罷在候趣、附而は右金札御引替処御取立被下置候ハハ十分之通用方ニ可相成旨、右宿々最寄在々之もの共専ラ申唱居候義ニ御座候一

右の両宿においては、管轄官庁にて金札流通政策を講じているにもかかわらず、金札に対する信認薄弱であり、錢相場の騰貴を招き、正金の退蔵をも予想せしめる状態にあることを述べ、その対策として金札供給増大のため、金札引換所設置の要望のあることを報告している。

岩鼻県支配所の太田町は、熊谷宿と桐生町の中間に位する宿場であるが、商品市場としては小規模であるため、金札流通について困難な問題はなく、支配所の金札流通政策も徹底している。しかしながら、近接市場の影響を受けて、金札価値に動揺を生じつつある状態にあることが、次のように記述されている。

「右町方之義は支配所より被申渡ヲ相守、名主市兵衛外役人より嚴敷小前方エ申論、五月廿日頃より金札通用いたし、都而式分金よりは相好候由ニ候得共、是と申商人も無之ニ付未タ金札多分は相廻リ不申由、且同州桐生町商人共惣体狡黠ニして、諸相場並錢相場引上リ候節は、不意ニ太田町近辺エ罷越被買取候義度々之義ニ而、此度も名前は不相分候得共桐生町之もの忍々ニ錢買歩行候よし、直様錢相場引上ケ候間、跡々ニ而後悔残念ニ存候趣ニ御座候」

同じく岩鼻県支配所の桐生町は、穀類、生糸、織物等の商品市場として主要な地位を占めているが、そのために、金札に対する信認を、法制的権力のみによって強要することの最も困難な地域であった。太田町の実情と比較して、法制的に創造された貨幣が、流通手段としての職能を完全に確保するためには、経済社会的信認の裏付

けを必要とすることを実証するものとして、商品市場である桐生町における金札流通状況を考察しなければならぬ。

「右町方之義当五月廿三日・廿四日探索仕候処、町高三百石余、家数凡千軒、人数壹万人程も入込候場所ニ而、平常農業之地聊ならてハ無之ニ付、何れも穀類商内いたし、第一生糸並織物渡世銘々手広、月々三七ノ日六才ニ市相立、東京横浜取引ハ勿論、諸国之商人共入込候ニ付自然人氣狡黠ニ而、昼夜東京横浜其外等ニ定飛脚等仕立置、日夜諸方之諸相場承り合候程之義ニ有之、然ル処楮幣御発弘ニ相成候而も五月月上旬迄は金札取引も無御座候」

と、この商品流通の地方的中心市場においては、金札は全く社会的信認を得ることのできない状態にあることを述べている。同市場における代表的糸類商人三名についての調査を見ると、これらの商人は東京取引によって糸代金一人につき千両又は二千両を金札をもって受領したが、地元においてはその金札を受取る者なく、五月十三日の市日には取引決済手段を金札によることにしたため諸品相場は遂に成立するに至らなかつた。このようにして、金札に対する諸商人の不信認の結果、

「諸品一時ニ高直ニ致し、誰いふとなく錢相場可引上ケ旨申触候ニ付、同日ハ錢相場両ニ拾貫弍百文替之処、同十七日之市ニは九貫六百文、廿三日ノ市ニは九貫弍百文ニ相成、此上ニも追々引上ケ可申由ニ御座候」

と報告されているように、物価騰貴を惹起し、したがって、錢相場も統騰し、価格体系を混乱せしめ、商品流通を停滞せしめるに至つたことを明らかにしている。

桐生町における穀類取引についても、支配役所は金札流通の強行策をとつたが、錢相場は次第に高騰し、物価

金札流通状況の探索書について

騰貴を避けることは不可能であった。この現象を探索者は、貨幣流通の経済的現象と見ないで、法制的秩序に対する商人の営利主義による反抗と考え、倫理的立場にもとづいて次のように非難しているのである。

「同町ハ一体ニ金札ニ而買物等仕候節ハ釣り銭差出し不申候間、貧民共小買物ニ必至と差支難渋いたし候由、尤穀屋共ニ不限、物体町中諸商売共同様之義ニ而、何れも日雇之もの多分有之土地柄ニ付、尚以下々之もの難渋之趣、一体上野兩州之内桐生町、太田町、足利町、館林町、佐野町之処、人氣粗伝承仕候処、至而商内向狡黠ニして銘々私欲ニ泥ミ、下々之難義ヲ不顧場所柄と相見候間、右六ヶ町嚴重御取締相成候ハハ、忽金札通用可仕哉ニ奉存候」

商人階級の営利主義にもとづく経済行為をもつて経済的合理主義によるものと考えず、これらの行為を最も卑陋なものとする意識が、強く探索者の観察を支配していることが見られるのである。

次に戸田長門守領分足利藩一万千石の足利町は、月々五九の日六才の市場であり、附近の農村生産物の集散地として盛大に商業取引の行われる土地であるが、金札の流通はきわめて不良な状態であった。

同町における穀物取引について見ると、金札による場合は錢百文に付白米壹勺高の相場を立てるもの、あるいは、金札に対しては販売を拒絶するもの等があり、また反物取引仲間にては、金札による相場をすべて二割高に定めたと述べられている。さらに、館林町、市場村の糸類商人が足利町における五月十九日二十五日の両市日に販売した相場は、糸一玉正金にて金三兩一步二朱より二分位、金札にて四兩二分より五兩という格差を示したと報告されている。錢相場も、五月十八日壹兩ニ付十貫二百文、十九日九貫四百文、二十五日九貫二百文と漸騰を示している。

次いで探索者は、中山道倉ヶ野宿より分岐して日光街道今市宿に至る間の例幣使街道の、玉村、五科、芝、木崎、八木、梁田、犬伏、毛呂、富田、合戦場、金崎、楡木、鹿沼の十三宿をも探索しているが、これらの地方には金札は未だ入廻ることなく、また商人少く、食売、族籠屋等の營業を主とする地方であるが諸藩の通行も稀であるため、金札の問題はいまだ発生していないと報じている。

例幣使街道に沿う宿駅の内、旧藩領分であるもの、すなわち戸田長門守領分の栃木町、小俣宿および彦根領分の下津原村、佐野天明町における穀物商、太物商、酒造業等七名についての調査によると、金札による取引は一切拒否する状態であって、探索書には次のように記述されている。

「五月二十七日探索仕候処、前書七人之もの共義金札一切不請取ニ付、領主役場より追々利解も有之、既ニ昨今後々何様之御沙汰を請可申哉も難斗候得共、其節後悔不致様、尚亦領主より蔽敷利解有之請印取之候趣ニ候得共、当五月二十六日迄は彼是申紛、或は釣錢無之杯と申、金札更ニ不請取由ニ御座候」

また秋元但馬守領分館林藩（六万石）の館林町について見ると、

「館林町之義金札通用領主より厚世話方有之、既ニ忝兩之金札而已ニテ商人共差引ニ困リ入候旨申立候処、早速東京エ小札引替ニ被遣、忝分札忝朱札式千五百兩程町々名主拾人エ御渡被成、大札ニ而差支候ものは名主方エ罷越引替候様相成、一同安心通用差支無之趣、領主御世話方行届市中之もの共難有相心得候由之風聞ニ御座候、尤正金七分余金札三分位之割合ニ立廻り候由ニ御座候」

とあって、金札流通停滞の原因が高額紙幣のみ太政官より発行された点にあることを指摘し、小額紙幣と交換する政策によって、金札流通の障害が緩和されたことを述べているが、その方策も政府紙幣の流通性を絶対的に確

金札流通状況の探索書について

立したのではなく、正金による取引が主体となり、小額紙幣は補助貨幣としての機能を持ち得たにすぎなかったことを明らかにしている。

大岡主膳正領分、岩槻藩（二万三千石）の岩槻宿においても、穀物商についての調査がなされているが、それによると、

「玄米、 正金一両ニ付、 一斗二升

金札ニテハ、 一斗五合

白米小売相場、正金錢百文ニ付、 一合一勺

金札百文ニ付、 九勺五才」

また同宿の粕干鱒渡世のものについての調査によると、

「油粕、 正金一両ニ付、 二枚三分

金札ニテハ、 一枚九分五厘」

さらに質渡世のものは、金札にては営業を休止する申合せをなし、金札による質物請戻を拒絶する事実のあることを報告している。これらの報告によって、岩槻藩においては、金札に対する社会的信認の程度がきわめて不良であったことが知られるのであるが、米穀取引において金札の価値は正金に対して一二・五%乃至一三・五%低下を示し、価格体系の混乱を招いており、また庶民金融として重要な地位をもっていた質渡世の休業は、一般経済生活に大きな影響を与えるものであった。

旧藩領主の支配が存続している地域に対して、維新政府によって県制のおかれた諸地域における金札の流通問



題は、その事情を異にするものがあつた。大宮県の支配する地方についての調査の結果を見ても、管轄官庁によつて積極的な金札流通政策が実施されていることが知られるのである。大宮県支配所羽生町に関して、次のように報告されている。

「右町方之義毎月四九ノ日六才市場ニ候処、当五月廿四日市迄は商用取引等ニ金札入廻リ不申処、同月廿日頃之由、同所川除御普請所御入金札ニ而、千五百両程民部官御役所より御下ケ渡ニ相成候趣ニ候得共、小札ニ候ハハ却而式分金より通用方宜由之処、何様老両札五両札式拾五両札ニ而下々之もの取遣ニ差支、余程身元之もの歟又は大商人ニ無之候而は差支候義ニ而、右に不拘當時は追々支配所より出役之上夫々申渡方も有之、更ニ通用方差支候義無之管ニ候得共、右之通大札ニ而は貧家之もの共取引難相成よし、無余儀町役人方ニ預リ置、近々東京其外ニ持参、相成丈ケ小札ニ引替日用ニいたし候心得之趣ニ相聞申候、同所は米穀錢共外々より下直之由ニ御座候」

これよつて見ると、羽生町においては、金札流通のために、まず県庁土木費支出に金札を使用したか、流通の障害となつた原因は、政府が太政官札として高額の紙幣を多く発行したことにあると考えられており、その対策として小額紙幣の供給が必要とされていることが知られる。明治二年九月十七日の民部省札発行の布告も、高額の紙幣の流通困難を除去するために、二分以下の小額紙幣が発行されるに至つたことを明示しているが、これは、金札流通促進策として考慮されたものであることはいふまでもない。

次に加須町における金札事情は、

「右町方之義月々五十ノ日六才市場ニ而、紺織色木綿多分出来、在々より持出し売買いたし東京其外ニ積送候  
金札流通状況の探索書について

金札流通状況の探索書について

場所柄ニ候得共、聊ならては金札入廻り不申、尤東京ニ持出候荷主共義不殘荷物預ケ置、地元ニ立帰り居宿並最寄市場金札通用方模様等承り合候内、嚴重之御沙汰有之趣承知いたし、且知臬事より出役之上方一金札之義ニ付彼是差拒候ものは可為曲事旨申渡候ニ付、一同尚出府仕切、金札持返り可申候間、六月頃ノ市より追々立廻り可申趣ニ御座候、未タ金札之義ニ付不都合之取引等も無之由ニ候」

とあり、金札による取引はいまだ十分に成立するに至っていないが、知臬事よりの強権的な布達にしたがい、漸次金札が流通すべき傾向にあることを述べている。

同臬支配の菖蒲町、久喜町、鷲之宮村、不動岡村等、前述の羽生町、加須町と同じく、中山道と利根川の間位置する諸町村においても、金札の使用はいまだ十分に行われていないために、金札問題は生じていない。すなわち、

「右四ヶ所之内、菖蒲町、久喜町之義月々六才市少々宛相立候趣ニ候得共、未タ金札入廻り不申候ニ付、不用又は彼是いたし候義も無之候由ニ而、前書加須町同様支配出役より嚴重ニ被申渡候義ニ付、此上敢而拒候義は有之間敷趣ニ而、米錢共相場外々より少々下直之由ニ相聞申候」

しかしながら、同じく大宮県支配に属する地域であるにしても、金札を交換手段とすることを強要する政府の政策が、その効果を拡大した土地においては、次第に金札価値の下落が現われているのである。岩槻街道に沿う鳩ヶ谷宿に關し、再びこの探索者によっても調査されているが、五月二十三日、二十八日の市日相場において、金札は正金に対して次のような購買力の下落を現わしている。

「玄米、 正金一両ニ付、 一斗二升五合

金札ニテハ、

一斗一升二合

山方に対しては金札正金二合違、金札正金取交仕切、メ粕六斗五升入一俵、正金四両一朱、金札ニテハ五両より五兩二朱、唐糸一駄、正金百三十五両、金札ニテハ百七十両」

金札価値が玄米取引において一〇%余、特に唐糸取引においては二五%余も下落しているのである。

同じく岩槻街道沿道の大宮県支配所、大門宿、新井村等においては、金札による米穀取引を拒絶する商人があり、また金札による質業を休業する地主資本家のあることを報告している。ことに大宮県支配所川口宿、およびその周辺の小菅県支配所元郷村、十二月田村、中井村における年寄、組頭、百姓等であつて、質業を営み、地方金融に支配的勢力をもつ十六人のものは、金札流通につき嚴重な布令があるため、質物も金札のみによつて出質すべき動向にあり、その結果損失を蒙る危険が予想されるので、六月三日より質物利子の引上げを協定するに至つたのである。その協定利子は次のようである。

「金壹両に付銀壹匁五分、同壹分ニ付銀六分（註、原文のまま）之処、此度金壹兩ニ付銀壹匁八分、同壹歩ニ付銀五分（註、原文のまま）ニ引上ケ、錢百文ニ付四文之処、是又錢六文ニ引上ケ候積」

維新政府が金札の発行によつて、通貨供給量を増加し、それによつて金利の低下、商品流通の發展をはかつたのであつたのであつたが、金札に対する経済社会の不信認の結果、かえつて金利の上昇、商品流通の混乱をまぬく傾向を生じたことが、右の事実によつて証明されているのである。

（註一） 本項に引用する探索書は、すべて「大隈文書」三三一六の三。

以上中山道に沿う諸地域および例幣使道、岩槻街道に沿う各宿駅農村における金札流通状況を、明治二年六月の探索書にしたがって、検討した結果、われわれの知り得ることは、維新政府によって通貨供給量増大のために、法制的に創造された金札は、経済社会において一般的信認を確保することができなかつた事実である。そのために金札は一般的流通手段として完全な貨幣的職能を果すに至らず、金札は地域的あるいは商品取引系列によって限定的流通手段として機能し得るにすぎなかつた。しかも政治的権力によって金札の流通を強行しようとした政策は、金札価値の動揺を招き、価格体系の混乱、商品流通の縮少を来す原因となつたのである。明治二年における金札流通状況の事實は、貨幣の本質を国家法制的創造する表券的支払手段と見る国家的学説が、貨幣の本質を説きつくすものでなく、貨幣の形式的側面のみを重視する見解であることを証明しているとともに、経済発展のためにとられる資金供給政策の効果を考慮せしめる資料を提供するものといふことができる。これによって貨幣の本質は、経済社会における一般的流通手段として、統一的価格体系を形成する経済的職能を果すことによつて充足されるものであることが知られるのである。

最後に探索者によつて報告された金札流通状況を整理すれば、次のように表示することができよう。

(本稿は「成城大学経済研究」第十号所載の「金札流通状況の探索書について」の補足的資料として整理したものである。)

金札流通状況の探索書について

地 域	管轄官庁	金札流通状況	商品流通系統	金札購買力低下率	備 考
鳩ヶ谷	大宮県	不良	玄米取引	7%	{ 金札正金半々取引 交使用ノ条件金 札のみによる取引なし
板橋	"	稍良	唐糸取引	25%	
大宮	"	不良			
与野	"	"			
桶川	"	"	玄米取引	8%	
			割麦取引	4.5%	
鴻巣	品川県	"			
膝折	川越藩	"	木炭取引	1.5~2.0%	
川越	"	"	麦取引	14%	
	"	"	玄米取引		
新行	岸 藩	"	木炭取引		{ 金札による取引なし
松田	忍 藩	"	呉服取引		
熊谷	前橋藩	"			
深谷	忍 藩	"			
太田	岩鼻県	"			
桐生	"	稍良			
足利	足利藩	"	反物取引	20%	
			糸類取引	25%~42%	
栃木	"	"			
小俣	"	"			
下津原	佐野藩	"			
佐野	"	"			
館林	館林藩	稍良			
岩槻	岩槻藩	不良	玄米取引	12.5%~13.5%	
			油粕取引	15%	
羽生	大宮県	稍良			
加須	"	"			
鳩ヶ谷	"	不良	玄米取引	10%	
			粕取引	20%	
			唐糸取引	25%	
大新	宿 村	"	米穀取引		{ 金札の場合の利子 20%~50% 騰貴
川元	宿 村	"	"		
元二	宿 村	"	質屋営業		
中井	小菅県	"	"		